



2025年8月7日

各 位

会社名 古河電池株式会社  
代表者名 代表取締役社長 黒田 修  
(コード番号 6937 東証プライム市場)  
問い合わせ先 戦略企画部長 赤星 貢  
(TEL. 045-336-5078)

会社名 株式会社A P 78  
代表者名 代表取締役 印東 徹

**株式会社A P 78 による古河電池株式会社（証券コード：6937）の普通株式に対する  
公開買付けの開始に関するお知らせ**

株式会社A P 78 は、本日、別添のプレスリリース「古河電池株式会社（証券コード：6937）の普通株式に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」を公表しておりますので、お知らせいたします。

以 上

本資料は、株式会社A P 78（公開買付者）が、古河電池株式会社（本公開買付けの対象者）に行った要請に基づき、金融商品取引法施行令第30条第1項第4号に基づいて公表を行うものです。

(添付資料)

2025年8月7日付「古河電池株式会社（証券コード：6937）の普通株式に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」

2025年8月7日

各 位

会社名 株式会社AP78

代表者名 代表取締役 印 東 徹

## 古河電池株式会社（証券コード：6937）の普通株式に対する公開買付けの開始に関するお知らせ

株式会社AP78株式会社（以下「公開買付者」といいます。）は、2024年7月23日付「古河電池株式会社（証券コード：6937）に対する公開買付けの開始予定に関するお知らせ」において公表しておりましたとおり、2024年7月23日、古河電池株式会社（証券コード：6937、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）プライム市場上場、以下「対象者」といいます。）の普通株式（以下「対象者株式」といいます。）を金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。）に基づく公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）により取得することを決定しておりました。

公開買付者は、本公開買付けを通じて対象者株式を取得及び所有することを主たる目的として、2024年2月2日に設立された株式会社です。本日現在、公開買付者は、サステナブル・バッテリー・ホールディングス株式会社（以下「公開買付者親会社」といいます。）の完全子会社であり、公開買付者親会社の発行済株式については、(i) 株式会社アドバンテッジパートナーズ（以下「AP」といいます。）が投資関連サービスを提供するファンド（以下、総称して「APファンド」といいます。）が71.96%（議決権割合：85.04%）、(ii) 東京センチュリー株式会社（以下「TC」といいます。）の完全子会社であるTCインベストメント・パートナーズ株式会社（以下「TCIP」といいます。）が19.98%（議決権割合：14.89%）、(iii) 対象者の親会社である古河電気工業株式会社（以下「古河電気工業」といいます。）が8.00%（議決権割合：0.00%）、及び(iv) 公開買付者親会社の経営陣である個人株主が0.06%（議決権割合：0.07%）をそれぞれ所有しております。

APファンド、TC、TCIP及び古河電気工業は、公開買付者を通じた本取引（以下に定義します。以下「本取引」の記載において同じとします。）の実施及び対象者の運営に関する諸条件等に関する株主間契約（以下「本株主間契約」といいます。）を2025年8月1日付で締結しており、本株主間契約において、APファンド及びTCIPは、本公開買付けの成立後、本公開買付けに係る決済の開始日の前営業日までに公開買付者親会社に対する出資（以下「本親会社出資」といいます。）を実施し、また、古河電気工業は、本自己株式取得（以下に定義します。以下「本自己株式取得」の記載において同じとします。）の完了後速やかに公開買付者親会社に対する出資（以下「本古河電気工業出資」といいます。）を実施することを合意しております。本親会社出資及び本古河電気工業出資が完了した後の公開買付者親会社の株式所有割合は、APファンドが約60%、TCIPが約20%、古河電気工業が約20%、公開買付者親会社の経営陣である個人株主が0.06%未満となる見込みであり、古河電気工業は、対象者を完全子会社化することを企図した一連の取引（以下「本取引」といいます。）の完了後も、公開買付者親会社の株式の所有を通じて、対象者株式の約20%を間接所有する予定です（注1）。

（注1）APファンド及びTCIPが実施する本親会社出資及び本古河電気工業出資の前提となる公開買付者親会社の1株当たり株式価値は、いずれも同一の価格を前提としております。また、公開買付者親会社の1株当たりの払込金額を決定する前提となる公開買付者親会社の企業価値評価における（公開買付者親会社が公開買付者を通じて間接的に所有する）対象者株式の価値は、本取引における対象者の株式価値と同額としており、本古河電気工業出資によって古河電気工業を少数株主と比して有利に取り扱うものではございません。

なお、公開買付者親会社の経営陣である個人株主は、本取引が完了した後も、継続して経営に関与することを予定しており、引き続き公開買付者親会社の株式を所有する予定です。本取引が完了した後の公開買付者親会社の株式所有割合については、APは数多くの投資実績と投資先企業の価値向上のノウハウを有していること、TCIPの親会社であるTCは「金融・サービス・事業」を融合させたビジネスの知見と広範な

顧客基盤を有していること、更に古河電気工業は対象者の事業パートナーでもあることを踏まえ、各社独自の強みを融合させ、対象者との協業を推進するための最適な出資構成として、APが過半数の議決権を持ち、TC及び古河電気工業が持分法適用関連会社として継続支援することが適当であるという考えのもと、本親会社出資及び本古河電気工業出資が完了した後の公開買付者親会社の株式所有割合が維持される見込みです。なお、公開買付者、APファンド、TCIP及び公開買付者親会社の経営陣である個人株主は、本日現在、東京証券取引所プライム市場に上場している対象者株式を所有しておりませんが、対象者の親会社である古河電気工業は、対象者株式18,781,200株（所有割合（注2）：57.30%）を所有しております。

（注2）「所有割合」とは、対象者が2025年8月7日付で公表した「2026年3月期 第1四半期決算短信〔日本基準〕（連結）」（以下「対象者第1四半期決算短信」といいます。）に記載された2025年6月30日現在の対象者の発行済株式総数（32,800,000株）から、対象者第1四半期決算短信に記載された同日現在の対象者が所有する自己株式数（22,436株）を控除した株式数（32,777,564株、以下「本基準株式数」といいます。）に対する割合をいい、その計算において小数点以下第三位を四捨五入しております。以下、所有割合の計算において同じとします。

公開買付者は、対象者の2024年7月23日付「株式会社AP78による当社株式に対する公開買付けの開始予定に関する賛同の意見表明及び応募推奨のお知らせ」（以下「2024年7月23日付対象者プレスリリース」といいます。）において公表されましたとおり、本前提条件（以下に定義します。）が充足された場合（又は公開買付者により放棄された場合）、本取引の一環として、本公開買付けを実施することを決定しております。具体的には、本取引は、（a）本公開買付け、（b）公開買付者が本公開買付けにおいて対象者株式の全て（但し、対象者が所有する自己株式及び古河電気工業売却予定株式（以下に定義します。以下「古河電気工業売却予定株式」の記載において同じとします。）を除きます。）を取得できなかった場合に対象者が行う本株式併合（本公開買付けの成立後、会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。以下「会社法」といいます。）第180条に基づき、対象者株式の併合を行うことをいいます。以下同じとします。）を通じて、対象者の株主を公開買付者及び古河電気工業のみとすること、（c）本自己株式取得により古河電気工業が所有する全ての対象者株式を対象者が取得すること、（d）本古河電気工業出資により構成され、最終的に、公開買付者が対象者を完全子会社化することを企図しております。公開買付者は、本公開買付けの実施には、国内外（日本及びタイ）の競争法に基づく必要な手続及び対応に一定の期間を要することが見込まれることから、当該手続及び対応が完了すること等一定の前提条件（注3）（かかる前提条件を、以下「本前提条件」といいます。）が充足された場合又は公開買付者により放棄された場合、本取引の一環として、本公開買付けを実施することを決定しております。なお、本公開買付けは、上記のとおり、本取引の一環として行われる予定であること、及び対象者株式が上場廃止となる予定であることを前提としております。

（注3）（a）本特別委員会（以下に定義します。以下「本特別委員会」の記載において同じとします。）において、対象者の取締役会が本公開買付けに賛同し、株主による応募を推奨する旨の意見表明に係る決議を行うことについて肯定的な内容の答申が適法かつ有効になされ、これが法令に従って公表されており、かつ、当該答申が変更若しくは撤回されておらず、これと矛盾する内容のいかなる答申もなされていないこと、（b）対象者の取締役会により、本公開買付けに賛同し、株主による応募を推奨する旨の意見表明に係る決議がなされ、これが法令等に従って公表されており、かつ、かかる決議が変更若しくは撤回されておらず、これと矛盾する内容のいかなる決議も行われていないこと、（c）本取引のいずれかの実行を制限又は禁止する国内外の司法・行政機関等の判断等がなされておらず、かつ、そのおそれもないこと、（d）本不応募契約（以下に定義します。以下「本不応募契約」の記載において同じとします。）に基づき古河電気工業が履行又は遵守すべき義務が重要な点において全て履行又は遵守されていること、（e）本不応募契約に定める古河電気工業による表明及び保証がいずれも重要な点において真実かつ正確であること、（f）国内外の競争法その他の規制法上のクリアランスの取得が完了（注4）していること、（g）対象者から、対象者に係る業務等に関する重要事実（法第166条第2項に定めるものをいいます。）並びに対象者の株券等の公開買付け等の実施に関する事実及び中止に関する事実（法第167条第2項に定めるものをいいます。）で対象者が公表（法第166条第4項又は法第167条第4項に定めるものをいいます。）していないものが存在しない旨の確認が得られていること、（h）本不応募契約締結日以

降、法令等上、公開買付者が本公開買付けを撤回することができる事由が生じていないこと、(i) 対象者と公開買付者との間で、2024年7月23日付覚書(以下「本覚書」といいます。)が有効に締結され、かつ存続していること、並びに、本覚書に定める対象者の表明及び保証がいずれも重要な点において真実かつ正確であることが見込まれており、かつ、対象者が本覚書に基づき履行又は遵守すべき義務が全ての重要な点において履行又は遵守されていること、(j) 対象者と古河電気工業の間で、本取引後の対象者の事業の円滑な運営を目的とした、2025年8月7日付移行サービス契約書(以下「本付随契約」といいます。)が有効に締結され、かつ存続していること、(k) 本株主間契約が有効に締結され、かつ存続していること、並びに、古河電気工業が本株主間契約に基づき履行又は遵守すべき義務(本前提条件となる義務としては、秘密保持その他の一般条項に基づく義務が想定されます。)が全ての重要な点において履行又は遵守されていること、(1) 対象者並びにその子会社及び関連会社(以下「対象者グループ」といいます。)全体の事業、財務状況、経営状況、資産、負債又はキャッシュ・フローに短期的でなく重大な悪影響を及ぼすおそれのある具体的な事由又は事象が生じていないこと、及び(m) 本取引実行後において、対象者の株主が公開買付者以外に存在しないこと(但し、対象者を除きます。)が合理的に確実と見込まれることを本公開買付け開始の前提条件としております。

(注4) 日本及びタイの競争法に基づき必要な手続及び対応が履践され、待機期間が経過していること、並びに禁止命令、排除措置命令その他これらに類する措置又は当該措置の実施に係る手続が講じられていないことをいいます。なお、2024年7月23日以降、事実関係及び法令の適用について改めて検討した結果、日本の法律事務所の助言に基づき、同日時点で本取引につき必要になると考えていた外国為替及び外国貿易法(昭和24年法律第228号。その後の改正を含みます。)上の手続は不要と判断いたしました。

公開買付者は、本公開買付けの実施に向けて、国内外(日本及びタイ)の競争法に基づく必要な手続及び対応を進めておりましたが、対象者が2025年3月27日付で公表した「(開示事項の経過)株式会社A P 78による当社株式に対する公開買付け実施に向けた進捗状況のお知らせ」及び対象者が同年6月20日付で公表した「(開示事項の経過)株式会社A P 78による当社株式に対する公開買付け実施に向けた進捗状況のお知らせ」においてお知らせいたしましたとおり、両日時点で、日本及びタイの競争法に基づく本公開買付けの実施のために必要な手続及び対応のうち、日本における競争法に基づき必要な手続及び対応が完了しておりませんでした。そして、2025年6月30日、本公開買付けによる対象者株式の取得(以下「本株式取得」といいます。)に関する、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。その後の改正を含みます。)第10条第2項に基づき、公正取引委員会に対してあらかじめ行う、本株式取得に関する計画の届出(以下「事前届出」といいます。)を行い、当該事前届出は同日付で受理されました。また、2025年7月2日付で公正取引委員会より「排除措置命令を行わない旨の通知書」及び「禁止期間の短縮の通知書」を受領し、日本における競争法に基づき必要な手続及び対応が完了しました。そのため、公開買付者は、2025年7月4日、その他の本前提条件が充足されることを前提に同年8月8日を本公開買付けの開始日として本公開買付けを開始したい旨を対象者に対して連絡いたしました。

2024年7月23日付対象者プレスリリース及び対象者が2025年8月7日に公表した「株式会社A P 78による当社株式に対する公開買付けに関する賛同の意見表明及び応募推奨のお知らせ」(以下「2025年8月7日付対象者プレスリリース」といい、2024年7月23日付対象者プレスリリースと併せて「対象者プレスリリース」といいます。)によれば、対象者は、2024年7月23日付で、本公開買付けが開始される際に、本特別委員会(2020年10月上旬に古河電気工業から受けた、同社と対象者の親子上場関係の解消に向け、古河電気工業並びにA P及びT Cにおいて対象者株式を非公開化することに関する初期的な打診に係る取引を含む対象者の資本政策の検討を目的として、2020年10月下旬開催の対象者の取締役会決議により設置された、対象者の社外取締役(独立役員)である飯村北氏及び佐藤達郎氏並びに対象者の社外監査役(独立役員)である小川幸伸氏の3名により構成される特別委員会をいいます。以下同じとします。)に対して、本特別委員会が2024年7月23日付で対象者の取締役会に対して提出した答申書の意見に変更がないか否かを検討し、対象者の取締役会に対し、従前の意見に変更がない場合にはその旨、変更がある場合には変更後の意見を述べることを、及びかかる意見を踏まえ、本公開買付けが開始される時点で、改めて本公開買付けに関する意見表明を行うことを併せて決議していたとのことです。そして、今般、対象者は、公開買付者から、タイ

における競争法に基づく手続及び対応が2025年1月30日に完了し、2025年7月2日をもって本公開買付けの開始に向けて取得が必要となる日本の競争法に基づく必要な手続及び対応が完了したことから、2025年7月4日、その他の本前提条件が充足されることを前提に、2025年8月8日を本公開買付けの開始日として本公開買付けを開始したい旨の連絡を受け、本特別委員会は、対象者に対して、2024年7月23日以後、本取引に影響を及ぼし得る重要な状況変化が発生しているか否かに関する事実関係の確認等を行い、上記諮問事項について検討を行った結果、2024年7月23日以後、対象者においては、①バイポーラ型鉛蓄電池の開発中止（注5）及び②非常用バッテリー（産業用 FLH1220SL 小型鉛蓄電池）の一部ロットにおける液漏れ（以下「本漏液問題」といいます。）が発生し、これにより、対象者は、2025年3月期決算において、本漏液問題に対する保証費用として製品保証費用1,858百万円を特別損失に計上したことを含む2025年8月7日までの事情を勘案しても2024年7月23日付で対象者の取締役会に対し行った答申内容を変更すべき事情は見当たらないことを確認し、2025年8月7日に、委員全員の一致の決議により、対象者の取締役会に対して、上記答申内容を変更する必要はないものとする旨及び対象者取締役会における本取引の実施についての決定は一般株主にとって公正なものであると思料する旨の答申書（以下「2025年8月7日付答申書」といいます。）を提出したとのことです。2025年8月7日付答申書の詳細については、2025年8月7日付対象者プレスリリース、及び本公開買付けに係る公開買付届出書（以下「本公開買付届出書」といいます。）の「第1 公開買付要項」の「3 買付け等の目的」の「(3) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「① 対象者における独立した特別委員会の設置及び意見の入手」をご参照ください。

（注5）「バイポーラ型鉛蓄電池」とは、1枚の電極基板の表と裏にそれぞれ正極と負極があり、その間に電解質を含んだセパレータを介してバイポーラ電極を積層する構造を有した次世代型鉛蓄電池をいいます。なお、対象者が2025年3月27日付で公表した「古河電池、「バイポーラ型蓄電池」量産化の中止を決定」によれば、これまでの量産化の検討の中で、当初想定していた性能の達成が困難であること、鉛を始めとした原材料価格が高騰していること、競争環境の激化等により収益性を確保した量産が困難であることが判明したことから、バイポーラ型鉛蓄電池の量産化に向けた取り組みを中止しているとのことです。

このような中、今般、公開買付者は、以下の方法により、本前提条件がいずれも充足され本公開買付けを開始する条件が整ったことを確認したことから、本公開買付けを2025年8月8日より開始することといたしました。なお、対象者が所有する自己株式数は、2024年3月31日時点の22,332株から2025年6月30日時点の22,436株に変動があったことから、2024年7月23日付対象者プレスリリースにおいてお知らせいたしました買付予定数の下限（3,070,600株）を3,070,500株に変更しており、また、本公開買付けにおける買付け等の期間（以下「公開買付期間」といいます。）について2024年7月23日付対象者プレスリリースにおいて20営業日と設定する予定とお知らせいたしましたところ、下記「(3) 買付け等の期間」に記載のとおり、公開買付期間は21営業日に設定しておりますが、その他の本公開買付けの内容や条件に変更はありません。

- (a) 公開買付者は、対象者より、2025年8月7日時点において、本特別委員会において、対象者の取締役会が本公開買付けに賛同し、株主による応募を推奨する旨の意見表明に係る決議を行うことについて肯定的な内容の答申が適法かつ有効になされ、これが法令に従って公表されており、かつ、当該答申が変更若しくは撤回されておらず、これと矛盾する内容のいかなる答申もなされていない旨の報告を受け、本前提条件（a）の充足を確認いたしました。
- (b) 公開買付者は、対象者より、2025年8月7日時点において、対象者の取締役会により、本公開買付けに賛同し、株主による応募を推奨する旨の意見表明に係る決議がなされ、これが法令等に従って公表されており、かつ、かかる決議が変更若しくは撤回されておらず、これと矛盾する内容のいかなる決議も行われていない旨の報告を受け、本前提条件（b）の充足を確認いたしました。
- (c) 公開買付者は、対象者より、2025年8月7日時点において、本取引のいずれかの実行を制限又は禁止する国内外の司法・行政機関等の判断等がなされておらず、かつ、そのおそれもない旨の報告を受け、かつ、公開買付者としても、本取引のいずれかの実行を制限又は禁止する国内外の司法・行政機関等の判断等は認識していないことから、本前提条件（c）の充足を確認いたしました。
- (d) 公開買付者は、古河電気工業より、本不応募契約に基づき古河電気工業が履行又は遵守すべき義務

が重要な点において全て履行又は遵守されている旨の報告を受け、かつ、公開買付者としても、本不応募契約に基づき古河電気工業が履行又は遵守すべき義務の違反は認識していないことから、本前提条件（d）の充足を確認いたしました。

- （e）公開買付者は、古河電気工業より、2025年8月7日時点において、本不応募契約に定める古河電気工業による表明及び保証がいずれも重要な点において真実かつ正確である旨の報告を受け、かつ、公開買付者としても、本不応募契約に定める古河電気工業による表明及び保証の違反は認識していないことから、本前提条件（e）の充足を確認いたしました。
- （f）公開買付者は、上記のとおり、国内外の競争法その他の規制法上のクリアランスの取得が完了したことから、本前提条件（f）の充足を確認いたしました。
- （g）公開買付者は、対象者より、2025年8月7日時点において、対象者に係る業務等に関する重要事実（法第166条第2項に定めるものをいいます。）並びに対象者の株券等の公開買付け等の実施に関する事実及び中止に関する事実（法第167条第2項に定めるものをいいます。）で対象者が公表（法第166条第4項又は法第167条第4項に定めるものをいいます。）していないものが存在しない旨の報告を受け、本前提条件（g）の充足を確認いたしました。
- （h）公開買付者は、対象者より、2025年8月7日時点において、本不応募契約締結日以降、法令等上、公開買付者が本公開買付けを撤回することができる事由が生じていない旨の報告を受け、本前提条件（h）の充足を確認いたしました。
- （i）本覚書が有効に締結され、かつ存続しており、公開買付者は、対象者より、本覚書に定める対象者の表明及び保証がいずれも重要な点において真実かつ正確である旨、かつ、対象者が本覚書に基づき履行又は遵守すべき義務が全ての重要な点において履行又は遵守されている旨の報告を受け、また、かかる本覚書の表明及び保証の違反又は義務の不履行若しくは不遵守を認識していないことから、本前提条件（i）の充足を確認いたしました。
- （j）公開買付者は、対象者より、2025年8月7日時点において、対象者と古河電気工業の間で、本付随契約が有効に締結され、かつ変更されずに存続している旨の報告を受け、本前提条件（j）の充足を確認いたしました。
- （k）公開買付者は、本株主間契約が有効に締結され、かつ変更されずに存続しており、並びに、古河電気工業より、古河電気工業が本株主間契約に基づき履行又は遵守すべき義務が全ての重要な点において履行又は遵守されている旨の報告を受け、かつ、公開買付者としても、本株主間契約に基づき古河電気工業が履行又は遵守すべき義務の不履行又は不遵守を認識していないことから、本前提条件（k）の充足を確認いたしました。
- （l）公開買付者は、対象者より、2025年8月7日時点において、対象者グループ全体の事業、財務状況、経営状況、資産、負債又はキャッシュ・フローに短期的でなく重大な悪影響を及ぼすおそれのある具体的な事由又は事象が生じていない旨の報告を受け、本前提条件（l）の充足を確認いたしました。
- （m）公開買付者は、本取引実行後において、対象者の株主が公開買付者以外に存在しないこと（但し、対象者を除きます。）が合理的に確実と見込まれることから、本前提条件（m）の充足を確認いたしました。

これに対して、対象者は、本特別委員会から提出された2025年8月7日付答申書の内容を最大限尊重しながら、対象者の業況や市場環境の変化等を踏まえ、本公開買付けに関する諸条件の内容について改めて慎重に協議及び検討した結果、2025年8月7日時点においても、2024年7月23日時点における対象者の本公開買付けに関する判断を変更する要因はないと考えたことから、2025年8月7日開催の対象者取締役会において、改めて、本公開買付けに対して賛同する旨及び対象者の株主の皆様が本公開買付けに応募することを推奨する旨の決議をしたとのことです。本特別委員会の委員の構成及び具体的な活動内容等、並びに2024年7月23日及び2025年8月7日開催の対象者の各取締役会決議の詳細については、対象者プレスリリース及び本公開買付け届出書をご参照ください。

本公開買付けに際して、公開買付者及び古河電気工業は、2024年7月23日付で、（a）古河電気工業が所有する古河電気工業売却予定株式会社について本公開買付けに応募せず、（b）本株式併合の効力発生後に対象者が実施する予定の本自己株式取得に応じて古河電気工業売却予定株式の全てを売却すること等を合意した不応募契約（以下「本不応募契約」といいます。）を締結しております。本不応募契約の詳細については、本公開買付け届出書をご参照ください。

なお、古河電気工業は、その所有する対象者株式 18,781,200 株（所有割合：57.30%）（以下「古河電気工業売却予定株式」といいます。）の全てについて本公開買付けに応募しないことを公開買付者と合意しており、また、公開買付者及び古河電気工業は、本公開買付けの成立及びその後の本株式併合の効力発生を条件として、対象者をして古河電気工業が所有する対象者株式の全てを取得させること（以下「本自己株式取得」といいます。）を予定しております。なお、古河電気工業が所有する対象者株式を公開買付者が本公開買付けにより取得する方法によらず、対象者が本自己株式取得により取得することとしたのは、本取引においては、古河電気工業に法人税法（昭和 40 年法律第 34 号。その後の改正を含みます。以下「法人税法」といいます。）に定めるみなし配当の益金不算入規定が適用されることが見込まれることを踏まえ、本自己株式取得における自己株式取得の対価（本株式併合前対象者株式 1 株当たり。以下「本自己株式取得価格」といいます。）を本公開買付けにおける対象者株式 1 株当たりの買付け等の価格より低い価格で設定することにより対象者の少数株主の皆様の利益を最大化させることを目的としております。公開買付者及び古河電気工業は、本自己株式取得を付議議案に含む臨時株主総会の開催を、本公開買付け及び本株式併合の効力発生を経て、対象者の株主が公開買付者と古河電気工業のみとなった後に対象者に要請する予定です。また、公開買付者及び古河電気工業は、本不応募契約において、古河電気工業売却予定株式について、本株式併合の効力発生を条件として、対象者をして実施する予定の本自己株式取得によって売却することを合意いたしました。なお、本自己株式取得価格は、古河電気工業が本公開買付けに応募した場合の税引き後手取り額と本自己株式取得に応じた場合に得られる税引き後手取り額（法人税法に定めるみなし配当の益金不算入規定が適用されることを前提に計算した金額）が同等となる金額として設定されております。

公開買付者は、本公開買付けにおいて、買付予定数の下限を 3,070,500 株に設定しており、本公開買付けに応募された株券等（以下「応募株券等」といいます。）の数の合計が買付予定数の下限（3,070,500 株）に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。他方、公開買付者は、本公開買付けを通じて、対象者株式の全て（但し、対象者が所有する自己株式及び古河電気工業売却予定株式を除きます。）を取得することを目的としていることから、買付予定数の上限は設定しておらず、応募株券等の数の合計が買付予定数の下限（3,070,500 株）以上の場合、応募株券等の全部の買付け等を行います。

なお、買付予定数の下限（3,070,500 株）は、本基準株式数（32,777,564 株）に係る議決権数の数である 327,775 個に 3 分の 2 を乗じた数（218,517 個）（小数点以下を切り上げた数。）に 100 を乗じた数から、古河電気工業売却予定株式（18,781,200 株）を控除した株式数（3,070,500 株）と設定しております。これは、本取引において、公開買付者が対象者株式の非公開化を目的としており、本株式併合を実施する際には、会社法第 309 条第 2 項に規定する株主総会における特別決議が要件とされることから、本取引の実施を確実に遂行すべく、本公開買付け後に公開買付者及び古河電気工業が対象者の総株主の議決権数の 3 分の 2 以上を所有することで、当該要件を満たすことができるように設定されたものです。なお、上記のとおり、2024 年 7 月 23 日付対象者プレスリリース時点から対象者が所有する自己株式数は、2024 年 3 月 31 日時点の 22,332 株から 2025 年 6 月 30 日時点の 22,436 株に変動があったことから、本基準株式数についても 32,777,668 株から 32,777,564 株に変動が生じ、2024 年 7 月 23 日付対象者プレスリリースにおいてお知らせいたしました買付予定数の下限も、3,070,600 株から 3,070,500 株に変更があります。本公開買付けにおいて、公開買付者が対象者株式の全て（但し、対象者が所有する自己株式及び古河電気工業売却予定株式を除きます。）を取得できなかった場合には、公開買付者は、本公開買付けの成立後に、対象者に対して、本株式併合を実施することにより、対象者の株主を公開買付者及び古河電気工業のみとするを要請する予定です。

公開買付者は、本公開買付けに係る決済に要する資金を、公開買付者親会社からの出資、TC からの借入金（以下「本 TCブリッジローン」といいます。）及び金融機関からの借入れにより賄うことを予定しており、本公開買付けの成立等を条件として、本公開買付けに係る決済の開始日の前営業日までに、当該出資、本 TCブリッジローンの借入れ及び金融機関からの借入れを受けることを予定しております。なお、本公開買付けが成立した場合、本株式併合の効力発生後、本業への経営資源の集中と有利子負債の削減の一環として、対象者の子会社である本多電機株式会社（HDホールディングス株式会社より、2025 年 4 月 1 日付で商号変更）が保有している収益不動産の一部の売却プロセスを実施し、当該収益不動産の売却後、当該売却代金の一部を本 TCブリッジローンの返済に充当することを予定しております。

また、公開買付者親会社は、当該出資に要する資金を AP ファンド及び TCIP による本親会社出資により調達する資金で補うことを予定しており、本公開買付けの成立等を条件として、本公開買付けに係る決済

の開始日の前営業日までに、本親会社出資を受けることを予定しております。

なお、本自己株式取得は、対象者の分配可能額の範囲内で行われますが、対象者において本自己株式取得の対価として支払う現金の額並びに対象者の保有する現預金及び事業運営に要する現預金の水準等を勘案して、公開買付者は本自己株式取得の原資として対象者への貸付けを行うとともに、対象者にて対象者の子会社が保有する余剰現預金を原資とした対象者の子会社からの借入れ又は借入れと配当の受領の組み合わせを行い、当該資金を本自己株式取得に際して古河電気工業に支払う金額の一部に充てることを予定しております。また、公開買付者は、対象者において本自己株式取得を実施するために必要な分配可能額を確保するため、必要に応じて、会社法第 447 条第 1 項及び第 448 条第 1 項に基づく対象者の資本金、資本準備金及び利益準備金の額の減少による減資（注 6）（以下「本減資等」といいます。）を予定しております。なお、古河電気工業は、本自己株式取得の実行後に対象者の親会社には該当しないこととなりますが、本古河電気工業出資により公開買付者親会社の株式の約 20%を所有する予定であり、対象者株式の約 20%を引き続き間接的に所有する予定です。これにより、対象者と古河電気工業及びそのグループ会社との間の既存の取引関係（製品の継続的売買、役務の提供、製品の共同開発等）は継続される予定です。

（注 6）本減資等においては、対象者の資本金及び資本準備金の額を減少し、その他資本剰余金へ振り替える予定です。

本公開買付けの概要は、以下のとおりです。

(1) 対象者の名称

古河電池株式会社

(2) 買付け等を行う株券等の種類

普通株式

(3) 買付け等の期間

2025年8月8日（金曜日）から2025年9月8日（月曜日）まで（21営業日）

(4) 対象者の請求に基づく延長の可能性の有無

法第27条の10第3項の規定により、対象者から公開買付期間の延長を請求する旨の記載がされた意見表明報告書が提出された場合は、公開買付期間は30営業日、2025年9月22日（月曜日）までとなります。

(5) 買付け等の価格

普通株式1株につき、金1,400円

(6) 買付予定の株券等の数

株券等の種類	買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
普通株式	13,996,364株	3,070,500株	—株
合計	13,996,364株	3,070,500株	—株

(7) 決済の開始日

2025年9月16日（火曜日）

（注）法第 27 条の 10 第 3 項の規定により、対象者から公開買付期間の延長を請求する旨の記載がされた意見表明報告書が提出された場合は、決済の開始日は 2025 年 9 月 30 日（火曜日）となります。

(8) 公開買付代理人

みずほ証券株式会社

東京都千代田区大手町一丁目 5 番 1 号

楽天証券株式会社（復代理人） 東京都港区南青山二丁目 6 番21号

なお、本公開買付けの具体的内容は、本公開買付けに関して公開買付者が2025年8月8日に提出する公開買付届出書をご参照ください。

以 上

#### 【勧誘規制】

本プレスリリースは、買付け等の申込み又は売付け等の申込みの勧誘を目的として作成されたものではありません。売付け等の申込みをされる際は、必ず本公開買付けに関する公開買付説明書をご覧いただいた上で、株主ご自身の判断で申込みを行ってください。本プレスリリースは、有価証券に係る売却の申込みの勧誘、購入申込みに該当する、又はその一部を構成するものではなく、本プレスリリース（若しくはその一部）又はその配布の事実が本公開買付けに係るいかなる契約の根拠となることもなく、また、契約締結に際してこれらに依拠することはできないものとしします。

#### 【将来予測】

公開買付者は「将来に関する記述」として明示的又は黙示的に示された予測等が結果的に正しくなることをお約束することはできません。本書中の「将来に関する記述」は、本書の日付の時点で公開買付者が有する情報を基に作成されたものであり、法令で義務付けられている場合を除き、公開買付者は、将来の事象や状況を反映するために、その記述を更新したり修正したりする義務を負うものではありません。

#### 【米国規制】

公開買付者は、本公開買付けが、適応される米国の法令及び各種規制を遵守するものとして実施できない限り、本公開買付けを、米国において若しくは米国に向けて又はいかなる米国人（米国 1933 年証券法（Securities Act of 1933）レギュレーション S に規定される「米国人」を意味します。以下、本項において同じです。）に対しても行いません。その場合、米国から若しくは米国内における、若しくは米国内に存在若しくは居住する者による、又は米国人の計算において若しくはその利益のために活動するいかなる者による、本公開買付けに対する対象者の株券等の応募は、いかなる用法、方法若しくは手段による又はいかなる施設を通じて行われるものであっても行うことはできません。

#### 【その他の国】

国又は地域によっては、本プレスリリースの発表、発行又は配布に法律上の制限が課されている場合があります。かかる場合はそれらの制限に留意し、遵守してください。本公開買付けに関する株券の買付け等の申込み又は売付け等の申込みの勧誘をしたことにはならず、単に情報としての資料配布とみなされるものとしします。